

『共同ボーナスカット本人訴訟』スタート！ 山口副委員長が堂々と意見陳述を行う！

5月22日、大阪地方裁判所611号法廷において、第1回共同BC本人訴訟が開催されました。山口さん、田川さん、島津さん、渡邊さんの4人は昨年の年末手当を5%不当カットされたとして、今年の3月10日に裁判所に共同で提訴しました。裁判は、組合員・OBを含め多くの傍聴者が参加する中で開催され、4人を代表して山口副委員長が意見陳述を行い、身に覚えのない恣意的なボーナスカットであること。60歳以降の雇用も脅かすことであり絶対に許せないこと。会社はカットした年末手当の返還とカットした理由を5W1Hで明らかにすることを求めました。会社弁護士による「意見陳述は聞いてない」等の妨害がありましたが、力強く意見陳述を行いました。



第5回渡邊本人訴訟！「全管理者の証人を求める」！

同日14時から大阪地方裁判所611号法廷において、第5回渡邊本人訴訟が開催されました。その中で今後の進め方について、渡邊さんは共同訴訟の原告でもあり、今後は両方の訴訟を一緒に進めることで確認がされました。また、非違行為を現認したとされる現場管理者全員の陳述書および25件+16件の5W1Hの一覧表が提出されました。しかし、第3回の本人訴訟時に会社は「提出書証はこれ以上ありません」と明言していたのです。したがって渡邊さんは、「提出された証拠は捏造である」と裁判官に証拠に採用しないよう訴えました。また、陳述書を出した全管理者の証人尋問も求めました。渡邊裁判の現場管理者陳述書（5W1Hのカット事由）の内容は地本ホームページ「さいばん通信」を参照して下さい。

次回、渡邊本人訴訟は9月4日14時30分～、4人組共同訴訟は同日14時40分～